

令和元年（ワ）第172号，同2年（ワ）第216号，同3年（ワ）第181号，
同5年（ワ）第290号 違法行為差止請求事件

原告 和田 廣治 ほか

被告 金井 豊 ほか

5

第39準備書面

- 能登半島地震により志賀原発において発生したトラブルの危険性 -

2024年5月22日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明

ほか



10

志賀原発においては、能登半島地震の発生直後から、北陸電力が認めているだけでも数多くのトラブルが発生した。幸いなことに重大事故は発生していないが、上記トラブルのうちのいくつかは、条件が違えば重大事故に至る危険性を孕んだトラブルであり、また、新規制基準に合格したとしても安全性が担保されるものではないことを示すものである。本書面においては、第1に全交流電源喪失（SBO）の危険性、第2に使用済み核燃料プールの危険性、第3に原子炉停止機能喪失の危険性について指摘する。

また、能登半島地震発生後の対応から、北陸電力の危機管理能力の欠如を第4で指摘する。

20 目次

第1 全交流電源喪失（SBO）の危険性	3
1 外部電源の喪失.....	3
2 福島第一原発事故の教訓.....	4
3 新規制基準では重要度分類の見直しが先送りにされていること	4
4 シビアアクシデント対策の不備	6

25

第2	使用済み核燃料プールの危険性	8
1	使用済み核燃料プールの冷却機能の停止	8
2	使用済み核燃料プールからの放射能汚染による最悪シナリオ	8
3	福島第一原発事故から学ぶべき教訓	10
5	使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスがBクラスであること ...	10
5	稠密化された使用済み核燃料プールの危険性	11
6	スロッシングによる水位低下の危険性	12
7	重量物の落下による危険性	13
第3	原子炉停止機能喪失の危険性	14
10	1 原子炉停止機能の重要性及び沸騰水型原発における構造的問題	14
10	2 能登半島地震において発生した制御棒関連部品の脱落	15
第4	北陸電力の危機管理能力の欠如	16
第5	まとめ.....	18

第1 全交流電源喪失（SBO）の危険性

1 外部電源の喪失

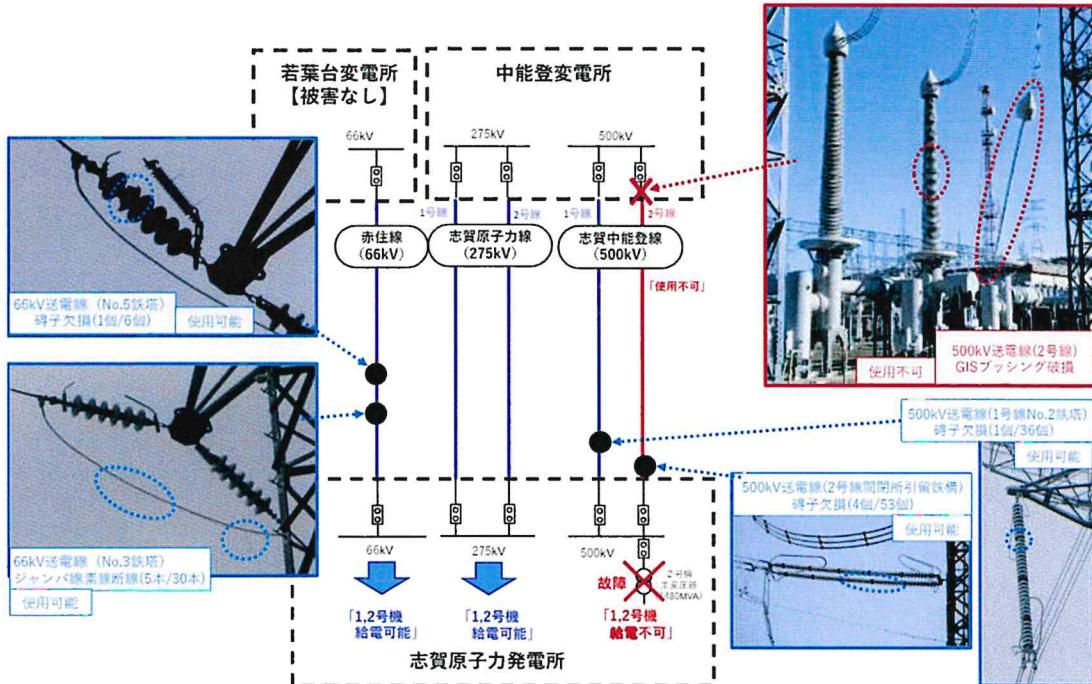
能登半島地震により、志賀原発では、以下のとおり変圧器の油漏れが生じ、外部電源の一部から受電できないという事態が生じた（甲219「発生事象および現時点までの対応状況〔2024年4月26日現在〕」1, 5, 10~11頁）。

1号機では、変圧器から絶縁油約3600ℓが漏れ、志賀原子力線（275kV）の受電ができなくなり、予備電源変圧器に切り替え、赤住線（66kV）からの受電となり、外部電源の多重性が失われる状況になった。完全復旧は2024年8月までかかる見通しである。

2号機では、変圧器から絶縁油約1980ℓが漏れ、また、志賀中能登線2回線（500kV）の機器の破損により同回線から受電できなくなり、予備電源変圧器に切り替え、志賀原子力線（500kV）からの受電に切り替えた。志賀中能登線の完全復旧は2024年6月までの見通しであるが、2号機変圧器の復旧時期は未定である。

志賀原子力発電所 外部電源被害状況 概要図

添付資料2



このように能登半島地震により志賀原発の外部電源が一部喪失した根本的な原因は、後記のとおり福島第一原発事故で外部電源確保の重要性が再認識されたにもかかわらず、原子力規制委員会が外部電源系の重要度分類をクラス3、耐震重要度分類をCクラスに据え置いているためである。

5 2 福島第一原発事故の教訓

福島第一原発1号機から3号機では、東北地方太平洋沖地震とそれに引き続き発生した津波によって全交流電源喪失（SBO）の事態に陥り、この状態が長時間継続したことによって大規模な炉心損傷に至った。福島第一原発事故においては、津波による非常用ディーゼル発電機の浸水がクローズアップされがちであるが、そもそも外部電源が確保されていれば、全交流電源喪失という事態は生じなかつたのであり、政府の原子力安全基準・指針専門部会 安全設計指針等検討小委員会も「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」として、以下のとおり外部電源系の重要度分類の見直しを提言していた（甲220）。

東北地方太平洋沖地震では、原子力発電所内の外部電源系の構成要素である遮断器や地下ケーブルの損傷が生じ、外部電源喪失の原因の一部となつた。外部電源系は、現行の重要度分類指針においては、異常発生防止系のクラス3（PS-3）に分類され、一般産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することのみが求められており、今般の事故を踏まえれば、高い水準の信頼性の維持、向上に取り組むことが望まれる。

15 3 新規制基準では重要度分類の見直しが先送りにされていること

しかしながら、2013年6月19日に策定された新規制基準においては、上記外部電源系の重要度分類の見直しは行われず、先送りにされた。2013年4月4日に開催された新規制基準検討チーム第21回会合において、以下の「7月以降の検討課題について」（甲221）が配布され、重要度分類の見直しが今後の検討課題とされた。

これまでの検討チーム会合における議論の中で、以下のような検討課題が明らかになっている。これらについては、7月の改正原子炉等規制法の施行後に検討することが必要。

(1) 重要度分類の見直し

- ・重要度分類指針

原子力発電所において用いられる構築物、系統及び機器の重要度分類について、福島第一原子力発電所事故の教訓や国際原子力機関（IAEA）ガイドでの重要度分類指針の策定などを踏まえた見直しを行う。

- ・耐震重要度分類

耐震設計上の重要度分類について、上記の重要度分類指針の見直しと併せた見直しを行う。

同会合において、原子力規制庁山田知穂技術基盤課長は、以下のように説明している（甲222・22～23、25頁）。

今後検討しなければいけない課題としては、1つは、重要度分類の見直しということ、これは何度も申し上げさせていただいております。これについては、IAEAが、最近、重要度分類指針のガイドを作成してございますので、それも踏まえた上で、現行のものについて見直しをしていくと。それから、それに合わせてということで、耐震重要度分類、これについても重要度分類を見直しましたらば、当然ながら、見直していくかなければならないものでございますので、合わせた形で検討していく必要があるだろうと考えてございます。

今回ここで挙げております課題については、これは更田委員から多分御発言がありそうだと思うのですが、これは、課題を一つずつそれぞれ取り上げても、恐らく1年、2年議論をして固めていくような内容でございます。ただ、放っておくわけにはいきませんので、ここについては、しっかりとこう

いう形で残しておいて、失われていかないようにしなければいけないと思っております。

福島第一原発事故の教訓を踏まえた前記政府の提言からすれば、外部電源の信頼性を高め、耐震性を向上すること、そのために重要度分類及び耐震重要度分類を見直しを行い、新規制基準に盛り込むべきであり、今後の課題とすべきではなかった。

5 百歩譲って新規制基準策定当時は今後の課題とすることがやむを得なかつたとしても、新規制基準の策定から10年以上も経過しているにもかかわらず、課題を放置し、原発の再稼働を進めているのが原子力規制委員会である。

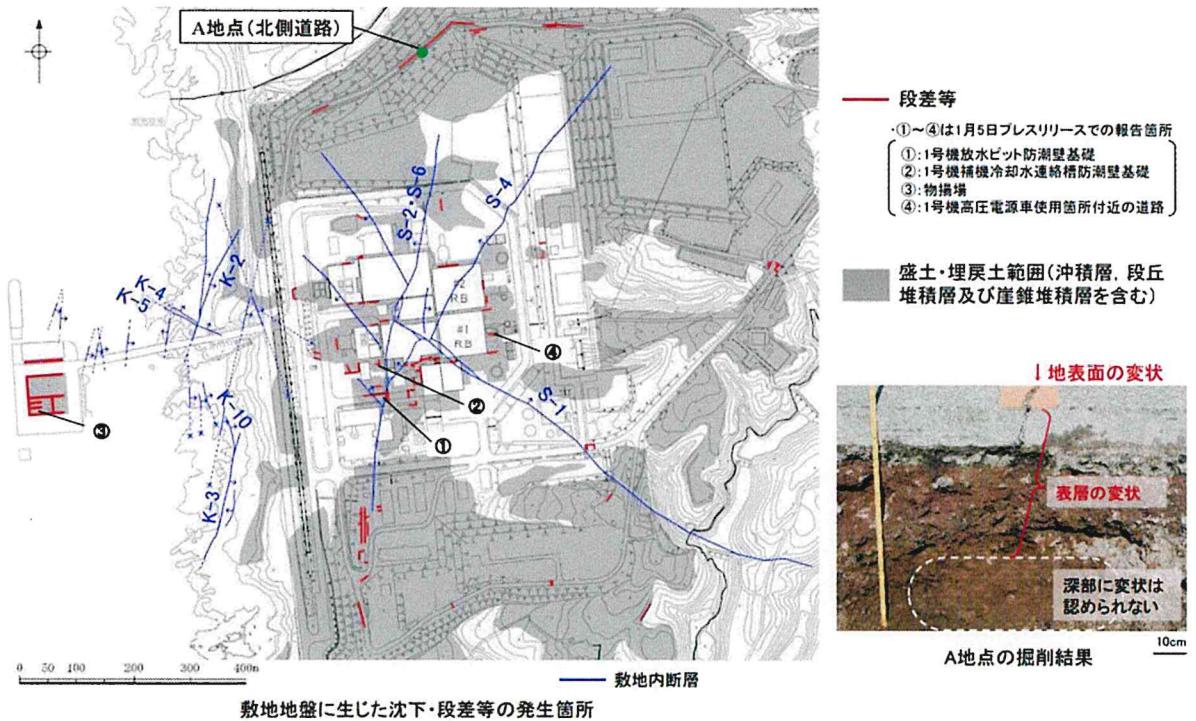
10 この点、福井地方裁判所平成26年5月21日大飯原発3、4号機運転差止判決及び福井地方裁判所平成27年4月14日高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定も、新規制基準が外部電源について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにしていないことを問題視し、かかる方策をとらなければ原発の脆弱性は解消されない旨判示している。

4 シビアアクシデント対策の不備

15 北陸電力は、上記のとおり能登半島地震により外部電源が一部喪失したにもかかわらず、非常用ディーゼル発電機、大容量電源車及び高圧電源車が確保されているため、必要な電源が確保されているため問題なしとしている（甲219・1、5頁）。

しかし、志賀原発1号機では、2024年1月16日に発生した地震後に非常用ディーゼル発電機が停止している（甲219・3頁）。

20 また、敷地内の79か所の地点で地盤沈下が生じており、高圧電源車の使用箇所付近でも段差が発生し、物揚場の埋立部においては約35cmの段差が発生する（甲200、甲219・3、9頁）など、緊急時の大容量電源車及び高圧電源車のアクセスルートに支障が生じるおそれがあることが明らかとなっている。



新規制基準における可搬型の重大事故等対処設備に係る自然現象等の考慮については、設置許可基準規則43条3項5号において、常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管することが規定されているだけである。これに対して、設計基準対象施設については、それ自体の耐震性が求められるだけでなく、第3条1項で基準地震動による地震力が作用した場合における地盤の支持性能、第4条4項で斜面の崩壊に対し安全機能の保持が要求され、さらに耐震重要施設については、同条2項で変形した場合において安全機能が損なわれるおそれがないこと、同条3項で変位が生じるおそれがないことが要求されている。重大事故等対処施設についても、設置許可基準規則38条及び同39条2項において同様の規制要求がある。可搬設備の耐震要求について、これらとの差は歴然としている。

可搬型設備自体は地面に固定されていないため揺れには強いのかもしれないが、その設置場所やアクセスルートを含めた耐震安全性がなければ、必要なときに機能しないということが十分あり得る。このような要求事項を規定していない新規制基準のシビアアクシデント対策には不備があるといわざるを得ない。

また、原告ら第21準備書面で述べたとおり、上記のように可搬設備では対応できない事態も想定されるところ、欧洲でも導入されている頑健性及び信頼性が高い恒設設備を導入することは合理的であり、このような特定重大事故等対処施設を可搬設備の「バックアップ対策」と位置付け、特重施設等が設置されないままに再稼働を認める新規制基準に合理性は認められない。

第2 使用済み核燃料プールの危険性

1 使用済み核燃料プールの冷却機能の停止

能登半島地震により、志賀原発1号機において、使用済み核燃料プール冷却浄化系ポンプが一時停止した。北陸電力は、当初は電源電圧の異常で停止したと説明していたが、現在はスキマサージタンクの水位の低下によるものと推定している。

北陸電力は、上記ポンプを約40分後に再起動し、プール水温が29.5度で変化がなかったため、問題なしとしている。

しかし、使用済み核燃料プールの冷却機能が停止することの危険性は、以下のとおり福島第一原発事故によって明らかになっており、志賀原発の再稼働により高温の使用済み核燃料がプールに貯蔵されるときは、格段に危険性が増すことになる。

2 使用済み核燃料プールからの放射能汚染による最悪シナリオ

使用済み核燃料は、原子炉から取り出された後の核燃料であるが、なお崩壊熱を発し続いているので、水と電気で冷却を継続しなければならないところ、冷却機能喪失時の危険性は極めて高い。

福島第一原発事故においては、福島第一原発4号機の使用済み核燃料プールに納められた使用済み核燃料の冷却機能が喪失し、この危険性ゆえに近藤駿介原子力委員会委員長（当時）が想定した以下の「最悪シナリオ」が検討された（甲2）。

原子力委員会委員長が想定した被害想定のうち、最も重大な被害を及ぼすと想定されたのは使用済み核燃料プールからの放射能汚染であり、他の号機の使用済み核燃料プールからの汚染も考えると、強制移転を求めるべき地域が 170 km 以遠にも生じる可能性や、住民が移転を希望する場合にこれを認めるべき地域が東京都のほぼ全域や横浜市の一帯を含む 250 km 以遠にも発生する可能性があり、これらの範囲の放射能汚染は自然に任せておくならば、数十年は続くとされた。

このような「最悪シナリオ」は、日本の原子力委員会委員長のみが想定したものではなかった。米国が福島第一原発事故の初期の数日間に行った分析では、3 号機と 4 号機の使用済み核燃料プールから約 590 ペタベクレルのセシウム 137 が放出されると推定された（この量は、福島第一原発事故において実際に放出されたと推定されているセシウム 137 の量の約 30 倍である）。また、個人の被曝線量は、放出後最初の 96 時間で、東京にまで至る地域（約 200 km）において 10 ミリシーベルトを超えるというものだった。実際、米国は、在日米国人に対し、福島第一原発から 50 マイル（約 80 km）圏内からの脱出を呼び掛けた。（甲 1・168 頁）

2011（平成 23）年 3 月 11 日当時、4 号機は計画停止期間中であったことから使用済み核燃料プールに隣接する原子炉ウェルと呼ばれる場所に普段は張られていない水が入れられており、同月 15 日以前に全電源喪失による使用済み核燃料の温度上昇に伴って水が蒸発し水位が低下した使用済み核燃料プールに、上記原子炉ウェルから水圧の差で両方のプールを遮る防壁がずれることによって、期せずして水が流れ込んだ。また、4 号機に水素爆発が起きたにもかかわらず使用済み核燃料プールの保水機能が維持されたこと、かえって水素爆発によって原子炉建屋の屋根が吹き飛んだためそこから水の注入が容易となつたという幸運が重なった。（甲 1・169 頁）そうすると、4 号機の使用済み核燃料プールが破滅的事態を免れ、最悪シナリオが現実のものにならなかつた

のは僥倖といえる。

3 福島第一原発事故から学ぶべき教訓

福島第一原発事故から学ぶべき教訓としては、まず、使用済み核燃料プールにおいても破損により冷却水が失われれば冠水状態が保てなくなるのであり、その場合の危険性は原子炉容器内と違いはないということである。むしろ、使用済み核燃料は原子炉内の核燃料よりも核分裂生成物（いわゆる死の灰）を遙かに多く含むから、被害の大きさだけを比較すれば使用済み核燃料プールの方が危険であるともいえる。

次に、福島第一原発事故から学ぶべき教訓としては、福島第一原発事故で実際に生じたように使用済み核燃料プールの冷却機能が喪失することによる深刻な災害が万が一にも起こらないといえる程度に根本的な対策を講じなければならぬということである。

しかし、北陸電力が福島第一原発事故後に志賀原発に講じた対策は、可搬式の消防ポンプによる使用済み核燃料プールへの直接注水等の対策に限られ、いずれも人為的な作業を伴い、いくつもの要件を満たして初めて効を奏するものであり、コストに配慮した弥縫策にとどまるものでしかない。

4 使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスがBクラスであること

福井地方裁判所平成27年4月14日高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定は、使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスがBクラスであることから、地震が基準地震動を超えるものであればもちろん、超えるものでなくとも、使用済み核燃料プールの冷却設備が損壊する具体的危険性があるとし、使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスをBクラスとしている新規制基準は、緩やかにすぎ、合理性を欠くと判示した。

また、大津地方裁判所平成28年3月9日高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定も、使用済み核燃料プールの冷却設備が原子炉と異なり一段簡易な扱い（Bクラス）となっていることを指摘して、使用済み核燃料の危険性から、原子

炉だけでなく、使用済み核燃料プールの冷却設備もまた基本設計の安全性に関する重要な施設として安全性審査の対象となるものというべきであると判示した。

前記福島第一原発事故で実際に生じた事実ないし生じるおそれがあった事実からすれば、上記各判示には理由が認められ、志賀原発においても、現に能登半島地震の発生により使用済み核燃料プールの冷却機能を喪失している。

5 稠密化された使用済み核燃料プールの危険性

「実録FUKUSHIMA - アメリカも震撼させた核災害」の共著者である、憂慮する科学者同盟のエドワイン・ライマン氏は、新規制基準下で市民が関心を持ち続けなければならない脅威、規制当局が十分な注意を払っていない脅威として、次のように稠密な形で使用済み核燃料を入れたプールの危険性を指摘している（甲223）。

何十年にもわたって原子力「エスタブリッシュメント」は、使用済み燃料火災の脅威を深刻に捉えてこなかった。炉心溶融と比べてリスクが非常に小さい信じてきたからである。たしかに、プール内の燃料は最近炉心から取り出されたばかりの燃料を除けば、運転中の燃料よりずっと冷えている。そのため、多くの事故シナリオでは、発電所の作業員らは、プールの水が沸騰してなくなり、使用済み燃料が危険なレベルにまで過熱する前に使用済み燃料プールの冷却を復旧するための期間として、何日も、場合によっては何週間も与えられている。

しかし、状況によってはこの事情は劇的に変わりうる。例えば、大きな地震や場合によってはテロ攻撃によってプールのステンレス鋼製のライナーが引き裂かれると、わずか数時間のうちにプールの冷却水が完全に流れ出してしまう可能性がある。プール内の使用済み燃料の配列の仕方や前回の燃料交換用原子炉停止からの経過期間などの要因により、使用済み燃料プールの冷却材喪失事故は、壊滅的なものになりうる。

使用済み燃料プール火災のリスクに影響を与えるもう一つの要因は、使用済み燃料を高稠密化ラックに詰め込むという一般的な方法である。(略) 規制当局は徐々に原発運転者らに対し、使用済み燃料プールへの高密度ラックの導入を許可していった。これにより、貯蔵容量が大幅に増えた。しかし、詰め込む使用済み燃料の量が増えると、熱負荷の負担が大きくなり、それぞれの燃料集合体の冷却が難しくなる。

志賀原発の使用済み核燃料プールについても使用済み核燃料の稠密化が行われている（甲224「志賀原子力発電所の使用済燃料貯蔵プール貯蔵容量増強の実績」）。

また、米国では、9.11テロを受けて策定したB.5.bにおいて、加熱によるジルコニウム火災のリスクを軽減するための方法として、原子炉から取り出したホットな使用済み核燃料を市松模様にして使用済み核燃料ラックに配置する運用が指示されているが（甲1・123～124頁、甲223）、新規制基準では、当該運用は要求されていない。当該運用は、稠密化されている使用済み核燃料プールにおけるジルコニウム火災のリスクを軽減するための方法として、容易に実施できるものであり、米国のB.5.bにおいて指示されることからすれば、「確立された国際的な基準」といえるにもかかわらず、新規制基準は、これを踏まえていない。

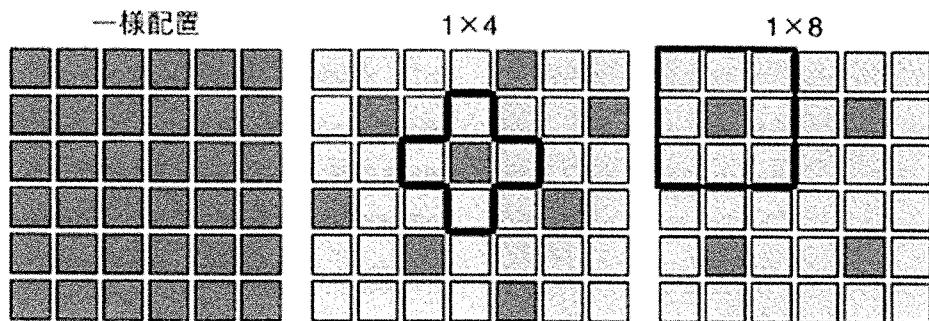


図3—使用済み燃料の配置パターン

色の濃い燃料は取り出されて時間の経っていないもの、色の薄い燃料は時間が経って温度の下がったもの。黒枠はくり返しパターンを示す。

6 スロッシングによる水位低下の危険性

能登半島地震により、志賀原発1号機及び2号機の使用済み核燃料プール水が波打ち現象(スロッキング)により床面に飛散した(甲219・1, 5~6頁)。

北陸電力は、プール水位はほとんど変化していないため、使用済み核燃料の冷却に問題はなかったとしている。

5 しかし、2007年の柏崎刈羽原発を襲った新潟県中越沖地震では、全ての号機で使用済み核燃料プールの水面が大きく揺れ、プールの冷却水が大量に溢れ出した(甲1・246~247頁)。再稼働により高温の使用済み核燃料が貯蔵され、上記のとおり稠密化された状態の使用済み核燃料プールが大地震に襲われた場合は、スロッキングによる冷却機能喪失のリスクは、格段に高まるこ
10 とになる。

7 重量物の落下による危険性

能登半島地震により、志賀原発2号機使用済み核燃料プール内に保管してあった原子炉冷却材再循環ポンプの検査装置の一部がプール底部に落下した(甲219・7頁)。

15 北陸電力は、落下物は軽量であり、核燃料から離れた位置に落下したことから使用済み核燃料への影響はないとしている。

しかし、今回は偶々落下物が軽量であったにすぎず、今後の大地震の発生により重量物が使用済み核燃料プールに落下する可能性は十分に考えられるところであり、その場合は、使用済み核燃料プールの破損による冷却機能の喪失や使用済み核燃料自体の破損により重大事故が発生する危険性がある。

第3 原子炉停止機能喪失の危険性

1 原子炉停止機能の重要性及び沸騰水型原発における構造的問題

運転中の原子炉の中では、燃料であるウランの原子核に中性子が吸収されて原子核が分裂し、熱エネルギーが放出されるとともに、新たに中性子が放出され、この中性子が他のウランに吸収されることで、さらに核分裂が起こっている。原子炉では、核分裂反応が安定して行われるよう、制御棒などを使って原子炉内の中性子の量をコントロールしている。

制御棒とは、原子炉の出力を調整する、いわばブレーキの役割を果たすもので、中性子をよく吸収する金属でできている。通常、原子炉を停止する際には、制御棒を原子炉の中に挿入し、核分裂を引き起こす中性子を吸収して減らすことで、核分裂を停止させる。異常時には、制御棒を炉心に急速挿入し、核分裂連鎖反応を緊急停止（スクラム）させるという極めて重要な機能を有する。

チェルノブイリ原発事故は、核分裂反応の制御ができなくなり、制御棒を挿入したところ急激な過出力が発生したために生じた反応度事故である。

志賀原発1号機においては、1999年に制御棒の引き抜けにより想定外の臨界事故が発生している（なお、北陸電力は、事故から8年後の2007年まで事故を隠蔽していた。）。

このように制御棒を中心とする原子炉停止機能は、原子力安全の基本に関する重要なものであるが、沸騰水型原発における原子炉停止機能は、以下のような構造的問題を抱えている。まず、加圧水型原発では、大きな揺れを検知するなど異常を感じたときには、全ての制御棒が自重で落下し、原子炉の中に挿入されるように設計されているが、沸騰水型原発では、制御棒を重力に逆らって下から挿入するシステムである。また、加圧水型原発では、中性子を吸収するホウ酸水の注入という手段があるが、沸騰水型原発では、反応度事故に対する迅速な抑制手段が制御棒挿入しかない。（甲225「BWR臨界事故と日本の原子力安全文化」6頁）

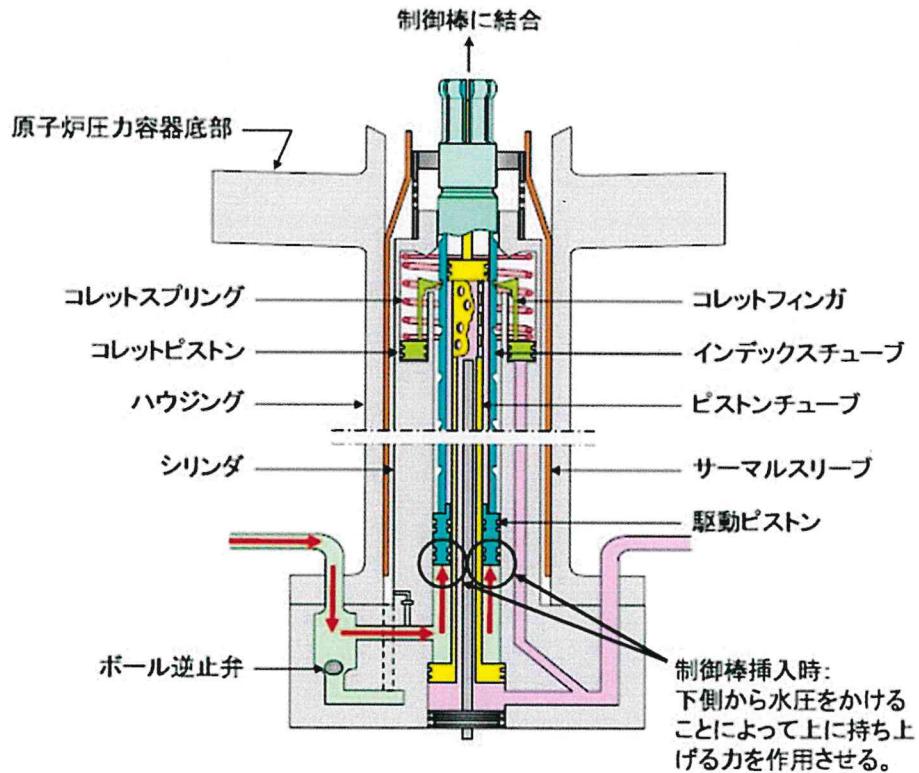


図3 制御棒駆動機構

2 能登半島地震において発生した制御棒関連部品の脱落

北陸電力は、能登半島地震発生から3か月が経過した2024年4月、志賀原発1号機において、制御棒駆動機構ハウジングが落下した場合に支持する部品の脱落を発見したと報告した（甲219・4頁）。

5



北陸電力は、部品はすでに回収済みで、原子炉に核燃料もないことから、「安全上の影響はない」としている。また、北陸電力から報告を受けた原子力規制委員会の山中伸介委員長は、「重大な問題ではないと認識しているが、簡単に脱落するのは好ましいものではないので、構造上の改善を進めてほしい」と述べている。(甲226「志賀原発1号機部品の一部外れているのが見つかる 地震影響か」)

まず、能登半島地震発生から3か月もの間、上記制御棒関連部品の脱落に気付かなかった北陸電力の危機管理能力には疑問を抱かざるを得ないが、北陸電力からは、反省の弁がないばかりか、上記のとおり「安全上の影響はない」と結果論を述べるばかりである。そして、原子力規制委員会委員長も「簡単に脱落するのは好ましいものではない」と危機管理意識の低さを露呈している。

前記1で確認した原子炉停止機能の重要性及び沸騰水型原発における構造的問題に鑑みれば、原子炉停止機能に関する安全対策においては、「フェイルセーフ」(機械やその部品に故障や機能不良を生じても、常に安全側に作動する構造や機能)及び「フルプルーフ」(人間が機械設備の取扱いを誤っても、それが災害につながることがない機能)の設計を最大限に取り入れることが必要であるが、能登半島地震の発生により、志賀原発にはこのような設計思想が十分に取り入れられていないこと及び原子力規制委員会の審査に合格したとしても原子炉停止機能の安全性は確認されないことが明らかとなった。

第4 北陸電力の危機管理能力の欠如

1 北陸電力は、1999年に起きた志賀原発1号機の臨界事故を組織ぐるみでデータ改竄などを行い、8年間にわたって事故を隠蔽した。

北陸電力は、能登半島地震発生後においても、当初社民党の立入調査を拒否するなどしており、隠蔽がないか慎重に検討する必要があるが、仮に隠蔽がなかったとしても、以下のとおりトラブル発生時に速やかに正確な情報を把握す

る能力を欠くことを露呈している。

(1) 当初変圧器で火災が発生したと報告されたが、火災は発生していなかった

(甲 2 2 7 「志賀原発、変圧器の火災は誤認 冷却プールなど機能維持、北陸電発表」)。

5 (2) 当初主水槽内で海面の上昇は確認されなかつたと報告していたが (甲 2

2 7)，約 3 m の海面の上昇を確認したと訂正 (甲 2 1 9 ・ 7 ~ 8 頁)。

(3) 志賀原発敷地に到達した津波の高さについて、当初約 3 メートルと報告し

ていたが、2024 年 3 月 25 日に約 4 メートルと訂正 (甲 2 2 8 「志賀原

発に到達の津波 約 4 m まで駆け上がったか 北陸電力調査」，甲 2 1 9 ・ 8

10 頁」)。

(4) 志賀原発 2 号機の変圧器の絶縁油の漏洩量について、当初約 3 5 0 0 リッ

トルから約 1 万 9 8 0 0 リットルに訂正 (甲 2 1 9 ・ 5 頁)。

(5) 当初変圧器から漏れた絶縁油は外部に流出していないとしていたが、海に

流出していたと訂正 (甲 2 1 9 ・ 9 頁)。

15 (6) 当初モニタリングポストで異常値が出ていないことから外部への影響はな

いと説明していたが、18か所で一時データが得られなくなっていたことが

明かになった (甲 1 6 3 の 2)。

(7) 地震発生から 3 か月もの間、制御棒関連部品の脱落に気付かなかつた (甲

2 1 9 ・ 2 3 頁)。

20 2 福島第一原発事故の国会事故調査委員会は、福島第一原発事故が東京電力以

外の原発で起こっていた場合、それの中には、福島第一原発事故をしのぐ影

響を招く場合があった事例として、北陸電力を名指しし、「原子炉事故を收拾す

るために必要な経理的基礎や人的リソース等に関しては全く不十分であり、現

行の原子力損害賠償制度においては、これを補完する実効的な手立ても未確立

であることは明らかである」と指摘している (甲 1 ・ 1 9 8 ~ 1 9 9 頁)。

前記 1 の能登半島地震発生後の対応により露呈した北陸電力の危機管理能力

からすれば、国会事故調が指摘するとおり重大事故が起きた際に事故を收拾する能力が欠如していることは明らかである。

第5　まとめ

5 以上のとおり、能登半島地震により志賀原発において現に発生したトラブル及び北陸電力の対応のみをもってしても、志賀原発を再稼働することの具体的危険性が認められる。

福島第一原発事故発生以降、大地震が発生した際は、津波情報に続いて原発情報が速報で流れるようになった。それだけ原発事故の発生が危ぶまれているということである。能登半島地震が発生した際、志賀原発で重大事故が発生しないか心配した人が大多数ではなかったか。

10 残念ながら、大地震の発生を防ぐことはできない。しかし、原発事故の発生は、再稼働をしなければ、かなりの程度リスクを低減することはできる。能登半島で引き続き大地震が発生することの警鐘が鳴らされている中、志賀原発の再稼働を許すことは被災地のリスクを増大させることにほかならない。

15 以上